

別紙 1

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改正事項の概要
第2編 28-1-7	第2編 28-1-7	国税犯則取締法が廃止され、犯則調査の規定が国税通則法に編入されたことから、法令の名称を変更した。
53-1-2	53-1-2	国税犯則取締法が廃止され、犯則調査の規定が国税通則法に編入されたことに伴う所要の整備を行った。
第7編 7-1-5	第7編 7-1-5	酒税が重加算税の対象となることに伴う所要の整備等を行った。